

計画の策定について

1 | 策定の趣旨

本市では、平成17年に第1期仙台市地域保健福祉計画を策定し、第3期計画まで地域において支えあい、助けあう力（地域の「福祉力」）を高めていく取り組みを進めてきました。

この間、取り組みの一定の成果も見られる一方で、社会状況の変化等により人々の抱える課題は複雑化・複合化しています。地域では自分や家庭内だけでは解決が難しい課題を抱えていても、自ら支援を求めることができずに生活をしている人がいます。そうした課題の解決は、社会とのつながりや身近な支えあいの関係が糸口となり得ます。震災を機に地域のつながりや住民の支えあいの大切さは再認識されましたが、少子高齢化や核家族化の進展、価値観や生活様式の多様化等により地域の支えあいの力は弱くなってきています。

国は平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）において、安心につながる社会保障を目指して「地域共生社会」の理念を掲げました。その理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

地域共生社会の実現に向け、平成30年の社会福祉法の改正では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える、多様で複合的な生活課題に地域住民や福祉関係者が気づき、関係機関等との連携により、制度や分野の枠にとらわれず解決が図られるよう、包括的な支援体制の整備に努めることを定め、新たに地域福祉計画に盛り込むべきこととされました。生活困窮者自立支援制度においても、平成30年の関係法の改正により、自立支援の強化を図ることとされました。

また、認知症や知的障害、精神障害等のある方の財産と権利を守る成年後見制度の利用促進、罪を犯した人の円滑な社会復帰を図る再犯防止推進を目的に、それぞれ関係法が施行され、地方計画の策定が努力義務とされました。

成年後見制度の利用促進や再犯防止の推進のいずれにおいても、支援を必要とする方に適切な支援を行うことで地域での暮らしを支えるという点で地域福祉との関連が深いことから、本市では、市町村地域福祉計画と市町村成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画を一体の計画として策定することとします。この計画を、本市における支えあいのまちづくりのビジョン「せんだい支えあいのまち推進プラン」とします。

2 | 位置づけ

法的な位置づけ

- 本計画は、第3期までの地域保健福祉計画と同様、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。
- 平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「要援護者支援方策」や、平成26年3月の同通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、仙台市ホームレス自立支援等取組方針を包含するものとします。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」と一体的に策定する計画として位置づけます。

☞ 関係法令等（113～115頁参照）

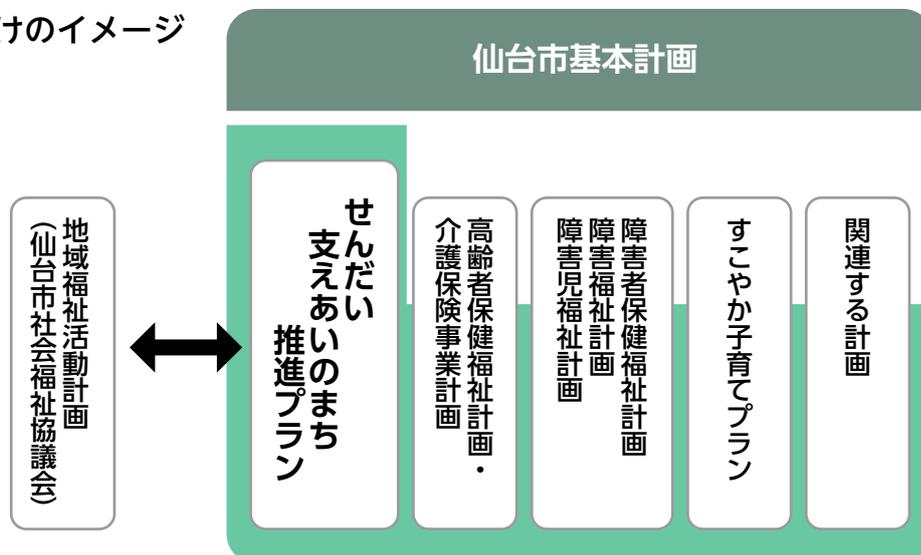
本市関連計画との関係

- 本計画は令和3年3月策定の「仙台市基本計画」を上位計画とし、高齢、障害、子ども・子育て等、福祉の分野別計画と整合を図り策定します。
- 平成30年の社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、本計画に地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、地域のさまざまな福祉活動やその支援等について、充実を図っていくための施策を盛り込みます。

地域福祉活動計画との関係

- 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）の策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や地域のさまざまな機関・団体が、連携・協働しながら地域福祉活動を進めるための活動計画です。
- 本計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものです。本計画の策定にあたっては、理念や目標を共通のものとするとともに、住民座談会や市民フォーラムを合同で開催するなど相互に連携を図っています。

■計画の位置づけのイメージ



SDGs との関係

○ SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までの国際目標です。

○ この SDGs の理念は、国の目指す地域共生社会の理念や本市の目指すまちづくりの理念とも重なることから、本計画では SDGs の理念や目標等を踏まえながら、基本的方向ごとに関連する主な目標を示しています。

■ SDGs の 17 のゴール



3 | 期間

○ 計画期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。法改正の動向や計画に盛り込んだ各種施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画名	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
せんだい支えあいのまち推進プラン							第 1 期					
市地域保健福祉計画	第 2 期	第 3 期										
市成年後見制度利用促進基本計画												
市再犯防止推進計画												
市ホームレス自立支援等取組方針												
市ホームレス自立支援等実施計画	第 3 期											

※せんだい支えあいのまち推進プランとして一体的に策定

4 | 策定の方法

○本計画は、福祉、医療、ボランティア活動、NPO、町内会活動に携わる団体や、学識経験者など17名の委員で構成する仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会による審議をいただくとともに、市民の皆様、関係機関のご意見を踏まえ策定を進めました。



せんだい支えあいのまち推進プランの策定